

藤井寺市 協働のまちづくり基本指針

令和4年3月 改定版



藤井寺市



CONTENTS 目次

本編

藤井寺市協働のまちづくり基本指針

藤井寺市協働のまちづくり基本指針の改定にあたって	1
本指針の位置づけ	2
SDGs と協働の関係性	2
この指針の中心となる用語の定義	3
協働のまちづくりが求められる理由	4
協働で変わるまちの姿	5
協働の基本原則(ルール)	7
協働のまちづくりの推進に向けて	9
(1) 協働を進めるために期待される役割	
(2) 市の役割と主要な取り組み	
用語集	11

協働 取組事例

公民連携の取組事例	1
・事例1 TNR・地域猫活動の取り組み	
・事例2 飲料メーカーとの包括連携協定による様々な取り組み	
自治会と市民活動団体の取組事例	3
・事例3 小山地区連合自治会とはぐくみ食堂との子ども食堂の取り組み	
市民主体の中間支援の取組事例	4
・事例4 藤井寺子ども子育て連絡会の取り組み	

資料編

藤井寺市協働のまちづくり基本指針 改定に向けた検討経過	1
協働のまちづくりの更なる推進に向けて(諮問) 【写】	2
協働のまちづくりの更なる推進に向けて(答申) 【写】	3
藤井寺市市民協働推進委員会名簿	4
藤井寺市協働のまちづくり基本指針に基づいた市の取り組み	5
庁内協働推進体制図	6
協働に関する市職員アンケート調査結果	7
第五次藤井寺市総合計画後期基本計画分野別計画における協働の取組一覧...	11
藤井寺市市民協働推進委員会規則	15
藤井寺市市民協働推進本部設置要綱	16

藤井寺市協働のまちづくり基本指針の改定にあたって

近年、人口減少・少子化・高齢化の進行や、環境問題・自然災害の多発など、社会を取り巻く状況が急激に変化する中で、人々の生活様式や価値観の変化とともに地域の課題や一人ひとりが抱える問題はますます多様化し、複雑さを増しています。

同時に、誰もが求める豊かで幸せな暮らしに対する考え方も多様化し、よりきめ細やかな公共サービスの必要性が高まっています。

こうした課題をいち早く解決し、市民一人ひとりが満足できるまちを創造し、より多くの人々に選ばれる藤井寺市となるためには、行政とともに市民や地区自治会、市民活動団体、事業者、学校園、その他公益的な活動を行う団体など多様な主体が一体となり、まちづくりを進めていくことが最も重要であり、効果的です。

そのような中、藤井寺市では平成 26 年 3 月に「藤井寺市協働のまちづくり基本指針」を策定し、これまで市民協働を推進してきましたが、社会情勢がより複雑に変化する中で、将来の世代が今後も住み続けたいと思える持続可能なまち・藤井寺市とするために、なお一層このまちに関わる多様な主体が互いの自主性を尊重し、対等な立場で連携しながら、地域課題や社会的課題の解決に向けて取り組んでいく必要があります。

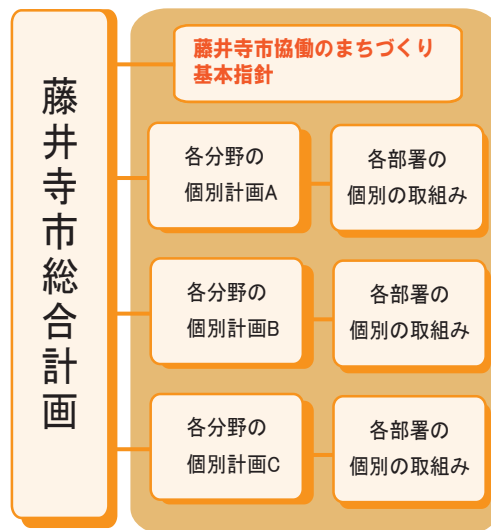
そこで、学識経験者、市民活動団体関係者、事業者、市民公募委員により構成される藤井寺市市民協働推進委員会において、「協働のまちづくり」を担う市民や行政、事業者、団体などの多様な主体が、未来においてどのような姿であってほしいか、そのために何をする必要があるのかなどの議論を重ねてきました。

そして、令和元年 7 月に「藤井寺市協働のまちづくり基本指針」を社会情勢の変化を踏まえて見直すべきとの意見が委員会から示され、より協働のまちづくりが推進されるべく、協働の担い手であるそれぞれの主体に期待される役割や、協働する際の考え方、ルールなどの基本的事項を整理し、指針を改定することとしました。本指針が、それぞれの立場で協働について考え、一步を踏み出すきっかけになれば幸いです。

本指針の位置づけ

この指針は、藤井寺市が目指す未来のまちの姿の実現に向けて、市民や行政、地区自治会、市民活動団体、事業者、学校園、その他公益的な活動を行う団体など多様な主体（以下「多様な主体」という。）による協働のまちづくりを推進するための基本方針として位置づけます。

また、本市のまちづくりの最上位計画である藤井寺市総合計画との整合性を図るとともに、社会情勢の変化等により必要に応じて見直しを行います。



SDGsと協働の関係性

SDGs (Sustainable Development Goals)「持続可能な開発目標」とは、2015年に国連総会で採択された、「誰一人取り残さない」ことを理念に2030年までに持続可能でよりよい社会の実現をめざす世界共通の目標であり、17の目標と169のターゲットから構成され、藤井寺市においても令和2年9月に「藤井寺市SDGs取組方針」を策定し、SDGsを推進しています。その中の「住み続けられるまちづくり・パートナーシップで目標を達成する」という目標は、まさに多様な主体同士が連携して地域課題、社会的課題を解決し、住みよいまちづくりをめざす「協働」の理念と一致するものです。



11. 住み続けられるまちづくりを

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする

17. パートナーシップで目標を達成しよう

持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

この指針の中心となる用語の定義

POINT!

1 協働とは？

本指針の中で「協働」とは、よりよいまちづくりや地域課題、社会的課題の解決について、多様な主体が互いに対する理解と尊重のもと目的を共有し、対等な立場でそれぞれの特性に応じて持てる力を出し合い、連携・協力することをいいます。

POINT!

2 まちづくりとは？

「まちづくり」は、都市施設（道路・公園等）の整備、市街地開発といった意味で使われる場合もありますが、本指針ではそうしたハード面に限定せず、まちの活力や魅力を高め、誰もが暮らしやすい元気なまちをつくるための活動や取り組みのことをいいます。

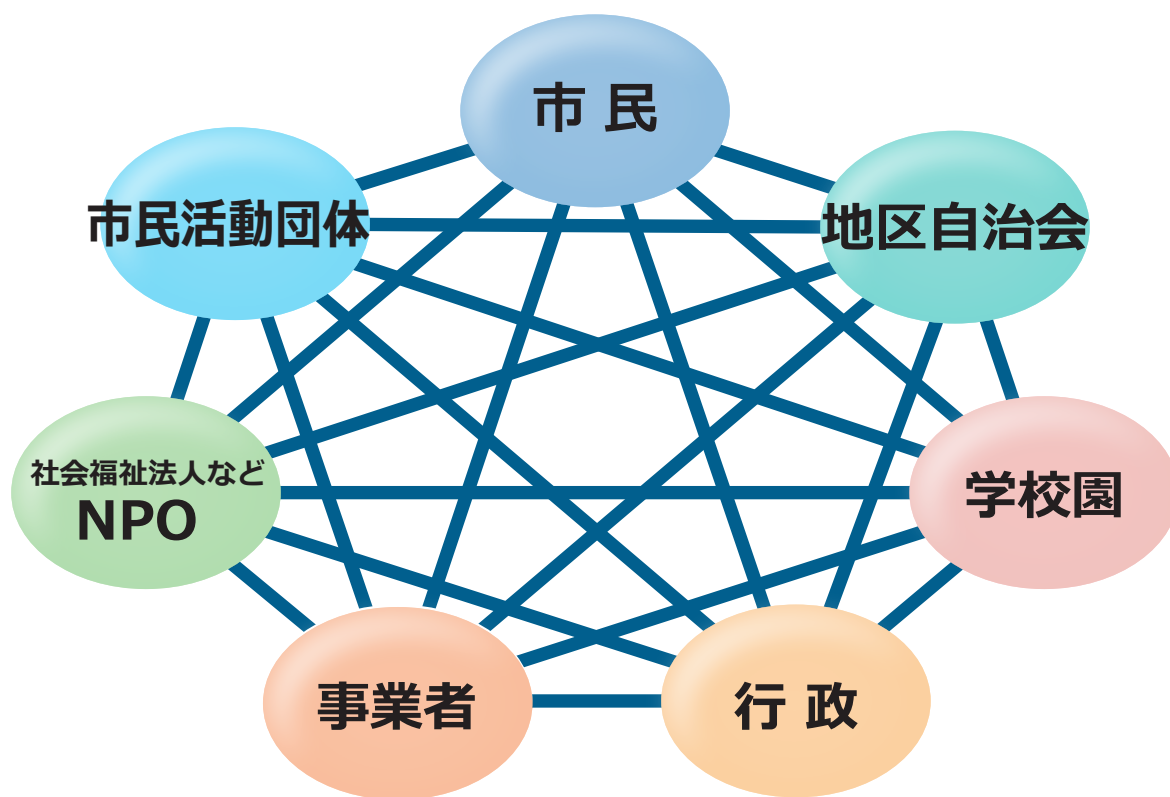
POINT!

3 協働のまちづくりとは？

「協働のまちづくり」とは、このまちに関わる多様な主体が、互いに目的・目標・思いを共有しながら、互いを認め・尊重し合い、対等な立場で、一人ひとりの市民が幸せを感じながら住み続けることができる持続可能な藤井寺市を実現するために力を合わせて取り組み活動することをいいます。

※その他の用語については 11 ページの用語集をご覧ください。

協働のまちづくりが求められる理由



藤井寺市は、これまでも地区自治会など地域の住民同士の支え合いのもと、「地域の課題は地域の住民が知恵を出しながら解決する」といった、「協働のまちづくり」の精神が自然と培われてきました。また、これら地区自治会等による地域コミュニティ活動に加え、近年はNPOや市民活動団体が、さまざまな地域課題や社会的課題の解決をめざし、単独で、ときには行政や他の団体と連携して取り組む活動も盛んになっています。

このような市民や団体による自発的な「協働のまちづくり」の取り組みは、人と人のつながりや地域の連帯感を強め、

まちへの愛着を育み、さらに活動の輪が広がるといった好循環を生み出すことが期待されます。そして、その好循環が別のさまざまな課題の解決へとつながり、誰もが住みたいまち・住み続けたいと思えるまちの実現へとつながっていきます。

未来の藤井寺市が暮らしやすく豊かなまちであるために、行政や市民など、このまちに関わる多様な主体が「協働」し、それぞれの力を大いに発揮し、大きなエネルギーを生み出しながら新しい時代にあった循環を作り出していくことが必要なのです。

協働で変わるまちの姿

協働のまちづくりを推進することで実現する 6つのまちの未来の姿を描きます

① 持続可能な暮らしを支える安心なまち

生産年齢人口の減少や少子化・高齢化、脱炭素社会をはじめとする環境問題や自然災害の多発など、社会情勢の変化により複雑化する問題について、まちづくりに関わるあらゆる多様な主体が目的を共有し、力を合わせて課題を解決することで、子どもを産み育てやすく、いつまでも住みやすい安心して暮らし続けることができるまちになります。

② 多様な公共的サービスが提供できる豊かなまち

これまで行政は、公共サービスの多くの部分を市民から任されてきましたが、地域課題や市民ニーズが一層複雑化・多様化する中で、行政が単独で提供できるサービスには限界があります。市民や団体、事業者などといった特定分野に詳しい民間の活力やノウハウを活かすことによって、より充実した公共的サービスが提供できる豊かなまちになります。

③ 地域の特性に合わせた個性が輝くまち

地域の課題は、そこで暮らす市民が最もよく知っています。地域住民が積極的にまちづくりに参画し、明るく住みやすいまちを作ることで、画一的な手法ではない、地域の実情に合わせた個性が輝くまちになります。

④ 市民同士のつながりで支え合う温かいまち

人と人同士のつながりは、より良い地域や暮らしを作る原動力となります。日々の挨拶や声かけなど、近隣のつながりの大切さを皆が認識し、共有することで、地域の連帯感を高め、災害時や地域で困ったことが起きた際にも、互いに助け、支え合うことのできる温かいまちになります。

⑤ 一人ひとりの能力が発揮できる元気なまち

一人ひとりの市民が、それぞれ培った知識や経験、能力を発揮してまちづくりに参画することで、まち全体が活気にあふれ、人と人の交流が盛んになります。また、個々の自己実現が図れることで、あらゆる世代が生きがいを実感できる元気なまちになります。

⑥ 子どもたちがより一層愛着と誇りを持てるまち

地域の多様な主体が連携・交流しながら、子どもたちの豊かな学びと健やかな成長を支えることによって、未来の藤井寺市を担う子どもたちが、元気にたくましくいきいきと育ち、このまちにより一層愛着と誇りを持ち、住み続けたいと思える輝くまちになります。

協働の基本原則（ルール）

協働はそれ自体が目的ではなく、力を合わせて共通の目的を達成するための手法です。協働を円滑に進める際には、次の基本原則を尊重し、主体的に活動することが必要です。

協働を進めるための基本原則

- 1
対等の立場**

協働する主体同士は対等なパートナーです。協働に上下関係はありません。お互いの長所が生かせるよう、対話と合意によって責任と役割を分担します。
- 2
自主性の尊重**

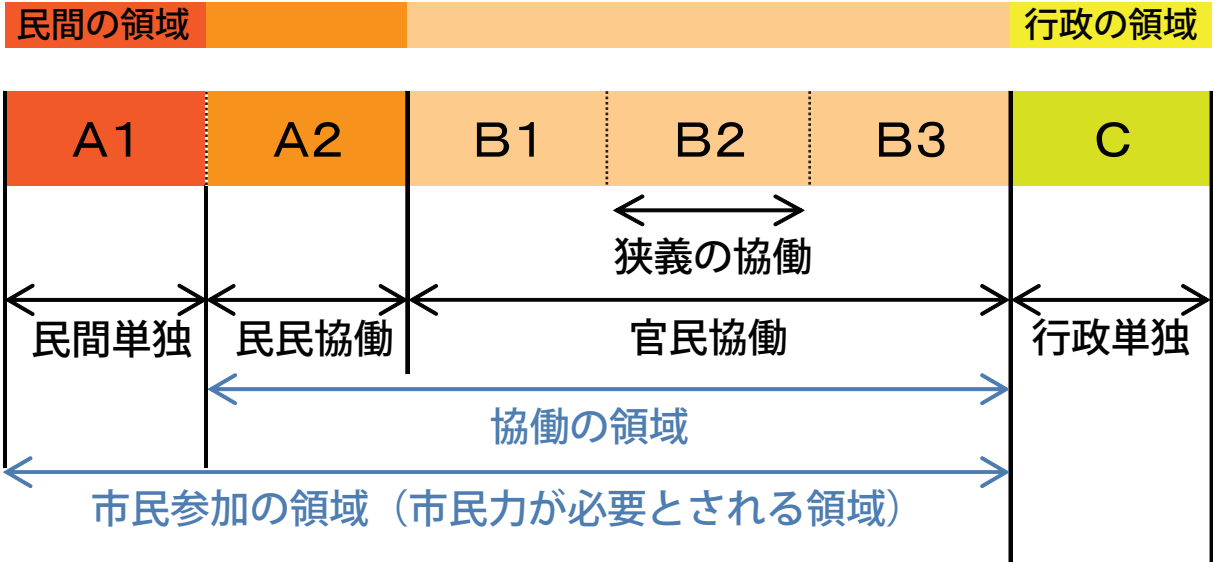
協働する主体同士はお互いの自主性を尊重し、互いに依存せず、自立して活動します。
- 3
目的・プロセスの共有**

協働する主体同士は取り組もうとする課題や目的を明確にし、互いに共通した認識を持ちます。
- 4
相互の理解**

協働する主体同士はそれぞれの立場や長所・短所など互いの特質を尊重し、違いを認め合い、理解します。
- 5
情報の公開・共有**

協働の内容や評価等の情報を公開し、共有し、誰もが参画しやすい環境を作ります。

協働の範囲・領域(イメージ)



A 1	民間の主体が単独で行う活動	B 2	民間・行政ともに主体となる協働 (実行委員会・協議会、共催等)
A 2	民間の主体同士の協働	B 3	行政が主体となる協働 (行政へのボランティア参加、委託・指定管理等)
B 1	民間が主体となる協働 (後援、補助金・助成金、交付金等)	C	行政が単独で行う活動

※ここでの民間とは行政以外の主体を指します。

協働のまちづくりの推進に向けて

(1) 協働を進めるために期待される役割

協働を進めるために、まちづくりに関わる人や組織など、協働の担い手となる多様な主体に期待される役割を示します。

1 市民に期待される役割

- ・地域住民の一人として、地域社会に関心を持ち、自治会活動や市民活動への理解と連携を深め、これらの活動に積極的に参画すること。
- ・市政に関する情報を得て、様々な機会を通じ、市政やまちづくりに参画すること。

2 地区自治会に期待される役割

- ・地域の課題に対して、地域でできることを考え、連携し解決していくこと。
- ・地域で暮らす住民同士の交流や連携を深め、住みよい地域を作る地域コミュニティ活動に取り組むこと。

3 事業者に期待される役割

- ・地域社会の一員であることの認識を持ち、まちづくりに参画すること。
- ・地域の多様な主体と連携し、自らが有する資源やノウハウを有効活用することによって、地域課題の解決に向けた取り組みや提案等を積極的に行うこと。

4 市民活動団体や社会福祉法人など 非営利活動団体(NPO)に期待される役割

- ・公益的な活動へ積極的に参画すること。
- ・地域や他の団体との交流や連携に努め、互いの理解を深めて信頼関係を築いていくこと。
- ・さまざまな世代や立場の人が参加できるよう、開かれた団体運営と、市民の自己実現や社会参画のきっかけを提供すること。

5 学校園に期待される役割

- ・地域住民等と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む、地域とともにある学校園を目指すこと。
- ・地域が主体となって、地域の将来を担う人材を育成し、持続可能なまちづくりの基盤構築を、学校園を活用しながら推進すること。

（２）市の役割と主要な取り組み

このまちに関わる様々な人や組織がまちづくりの担い手として協働を進めるために、市は次の取り組みを進めます。

市の役割と主要な取り組み

①市民公益活動の支援・促進

- 公益的な活動の情報発信を支援していきます。
- 新たに活動を始める人の育成や支援に取り組みます。
- 既存の活動の活性化と自立化を支援していきます。

②多様な主体との連携

- 各主体をつなぎ、協働事業をコーディネートしていきます。
- 中間支援（つなぎ役）の機能を強化していきます。
- 中間支援できる人材や組織の発掘、育成を図ります。

③市民参画の推進

- 市民の声を市政に反映していくための仕組みの機能強化に取り組みます。
意見反映したことを“見える化”して発信していきます。

④協働意識の醸成

- 職員研修や協働に関する啓発、情報発信により、市民・職員それぞれの協働意識の醸成に努めます。

⑤積極的な情報発信と共有

- 行政情報やまちづくりに関する情報を市民にわかりやすく発信、共有していきます。

用語集

学校園	大学、高等学校、小中学校、幼稚園、保育所等を指します。
参画	事業や政策の計画について、実行段階からでなく計画の段階から加わることを指します。
持続可能なまち	人と人がつながりあい、人とまちが成長し続ける、活気と魅力あるまちのことを指します。
市民活動団体	地域課題や社会的課題に対して、市民が自主的に、営利だけを目的とせず、継続的に公益的な活動を行っている団体のことを指します。
市民公益活動団体	市民活動団体のうち、特に公共性・公益性の高い活動を行っている団体のことを指します。
脱炭素社会 (カーボンニュートラル)	二酸化炭素などの温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする取り組み。日本では年間12億トンを超える温室効果ガスを排出しており、2020年10月、政府は2050年までの実質ゼロを目指すことを宣言しています。脱炭素社会への挑戦が、産業構造や経済社会の変革をもたらす社会全体の大きな成長につながるとしています。
地区自治会	藤井寺市内では45のいわゆる自治会組織がありますが、「地区」や「町会」、「町内会」、「自治連合会」など様々な呼称があるため、それらを総称して「地区自治会」との名称を使用しています。
中間支援	地区自治会などの地縁型組織やテーマ型組織などが行う市民公益活動を支援するとともに、多様な主体のパイプ役として、中立的な立場から連携を図り、協働を促進する役割を担う機能のことをいいます。
NPO	Nonprofit Organization（非営利組織）の略で、営利を目的としない団体の総称。そのうち、特定非営利活動促進法に基づき付与される法人格を有する組織をNPO法人といいます。自治会やボランティア団体、一般社団法人、社会福祉法人などもNPOに含まれます。

協働取組事例

公民連携の取組事例

事例 1

TNR・地域猫活動の取り組み

主体

地域住民・自治会×保護猫活動団体×行政

役割分担

【地域住民・自治会】

猫の世話人の選出、地域での餌場の設定、トイレの設置、周知活動、費用負担

【保護猫活動団体】

不妊去勢手術のための猫の捕獲方法や猫の餌のやり方など知識やスキルの提供、活動資金の確保

【行政】

TNR 活動の広報・啓発、公益財団法人どうぶつ基金の「さくらねこ無料不妊手術事業(行政枠)」への参加

● 背景

所有者のいない猫、いわゆる「野良猫」について「無責任に餌を与える人がいる」「フン尿に困っている」「鳴き声がうるさい」など、市民から市に対し、苦情などの相談が寄せられ、地域で問題化していました。

● 事業内容

野良猫問題の改善を図るための取り組みの一つとして、地域に住んでいる野良猫を捕獲(トラップ Trap)し、不妊・去勢手術(ニューター Neuter)を行い、もとの場所に戻す(リターン Return)、TNR 活動をされている保護猫活動団体があります。子猫が生まれないようにすることで、野良猫を増やさず、殺処分によらない方法でその被害を軽減することを目的としています。

TNR 活動を通じ、新たな猫の流入の管理を行い、トイレの設置や餌を与えるルール作りを行うなど、地域ぐるみで野良猫対策に取り組むことを地域猫活動といい、この活動により、フンや鳴き声の問題を改善し、猫とともに暮らせるまちを目指しています。

協働のポイント

TNR・地域猫活動は、地域住民+保護猫活動団体+行政の三者が協働することで、活動が円滑に進められます。例えば、団体と行政だけでは餌場やトイレの設置など適切な管理が難しく、地域住民には猫の捕獲や管理方法などのノウハウがあまりありません。また行政と協働することで団体の活動の信頼性向上と継続性に寄与します。

公民連携の取組事例

事例 2

飲料メーカーとの包括連携協定による 様々な取り組み

主体

民間企業×行政（学校園）

役割分担①

【飲料メーカー】

ラッピングデザインの作製、自動販売機設置費用の負担、古墳の修繕費として売上金の一部を寄附

【行政】

設置場所の確保

役割分担②

【飲料メーカー】

自動販売機設置費用の負担、教育事業への支援

【学校園】

自動販売機設置場所の調整・確保、使用のルールづくり

● 背景

社会課題が多様化・複雑化し、今までの行政の手法では増大する課題の解決が困難となってきた中で、民間企業と行政のそれぞれが有する資源やノウハウを掛け合わせることで、より効率的・効果的に市民サービスの向上と魅力あるまちづくりを目指すことを目的に、令和2年10月27日に包括連携協定を締結しました。

● 事業内容

①藤井寺市オリジナルデザインの「百舌鳥・古市古墳群」ラッピング自動販売機を市役所や公共施設に設置しました。売り上げの一部が古墳の修繕費として寄附されます。また、一部は災害時に飲料を無償で提供する災害対応自動販売機になっています。

②子どもたちの熱中症対策及び学校教育支援策として、公立中学校に自動販売機を設置しました。

協働のポイント

世界遺産である百舌鳥・古市古墳群のPRや子どもたちの熱中症対策を効果的に行いたい行政や学校と、自動販売機を設置するとともにCSR（企業の社会的責任）の取り組みを進めたい民間企業が、シティセールスや教育事業の推進という共通目標に対し互いのニーズが合致し公民連携したことにより、どちらかに負担を強いることなく両者win-winの関係性で事業を展開することができました。

自治会と市民活動団体の取組事例

事例3

小山地区連合自治会とはぐくみ食堂との子ども食堂の取り組み

主体

地区自治会×市民活動団体

役割分担

【地区自治会】(小山地区連合自治会)

食事会場や調理場所など場所の提供、食材の提供、回覧板での活動内容の周知

【市民活動団体】(はぐくみ食堂)

事業の企画、調理、SNS を使った周知

●背景

場所の確保や食材の調達、活動資金の問題など様々な課題があった中で、子どもだけでなく高齢の方など、年齢に関わらず孤独を感じている誰もが寄り添い参加できる居場所づくりを行いたいと考えていたはぐくみ食堂と、地域の人材や地区会館という資源を有する小山地区連合自治会が連携し、今では地域の内外から人が集まり交流する、いわゆる地域食堂の「はぐくみ食堂」を運営する取り組みが行われています。

●事業内容

「はぐくみ食堂」が目指す「年齢に関係なく色々な人が集える温かい場所づくり」に共感された小山地区の皆さんが、活動場所として地区会館を、地元の農家の方々が食材を提供し、地域やボランティアの方々が食堂を運営するお手伝いや、子どもの遊び、集まった人々の交流を支援されています。

はぐくみ食堂の皆さんと地域の皆さんが繋がることで、お互いの持っている「できること」「してほしいこと」を共有し、子どもや子育て世代の保護者の方だけでなく、地域で暮らす一人暮らしの高齢の方なども参加される新しい交流の輪が広がっています。

協働のポイント

建物や資材を所有している地区自治会の強みと、実行力やネットワークを持つ市民活動団体の強みが発揮された事例です。自治会にとっては新しい交流が自治会加入の促進に、食事の提供が災害時の炊き出し訓練にも繋がるというメリットが、団体にとっては活動場所の確保や新しい繋がりができたというメリットがあります。本事例は行政が関わらず、団体同士が社会的な課題を共有し解決に取り組んでいる事例の一つです。

市民主体の中間支援の取組事例

事例 4

藤井寺子ども子育て連絡会の取り組み

主体

藤井寺子ども子育て連絡会

● 背景

これまで藤井寺市内では、子育てに関する活動を行う団体や個人が、事業を独自に実施していました。子育て支援へのニーズが高まる中で、子育てに関するイベントや相談先などの情報が点在していることから、市内の子育て情報を集約して、発信することで子育てしている人たちを応援していきたい。そして、個々の団体等の活動をより効果的・継続的に行っていくために、活動している人たちが繋がる場をつくり、情報を共有することが大切という思いを持つ有志の方々が集まり、藤井寺市社会福祉協議会の協力のもと「藤井寺子ども子育て連絡会」を立ち上げました。

● 事業内容

藤井寺子ども子育て連絡会は、行政や社会福祉協議会と連携しながら、子育て世帯等が子育てに関する情報を受け取りやすくなるよう情報を集約し、所属している個人や団体へ情報共有を行う活動のほか、継続した活動が行えるよう支援するとともに、子ども子育てに関する活動をしたい個人や団体をサポートし、繋がりを強くすることを目的としています。

連絡会には、市内で子育てに関する活動を行っている団体等が加入しています。これまで、各団体が行うイベント等はそれぞれで情報発信していましたが、より効果的な情報提供を行うために、子育て関連イベントなどの情報を集約し、ホームページや LINE を活用して、必要な人に支援が届くよう情報発信を行っています。

また、これから新しく活動を始めようとする人に対しても、活動場所の紹介、情報やノウハウ、物品の提供など、側面からのサポートを行い、それぞれの活動が活性化して、持続可能な子育て支援が展開できるよう活動しています。

協働のポイント

市内では地域課題や社会的課題の解決に向けた市民活動が活発になっていますが、本団体はさらに一歩進み、子育てに関係する活動を行っている団体やこれから始めようと思う方を支援・応援する団体になります。このような中間支援の取組は、協働の推進や市民活動の活性化、発展に重要な役割を果たします。

資料編

藤井寺市協働のまちづくり基本指針 改定に向けた検討経過

時期	内容	
令和元年 7月31日	市民協働推進委員会	・これまでの取り組み状況と今後の方向性について
令和2年 2月	市職員の協働意識調査	実施期間：2月12日～2月25日
3月3日	市民協働推進本部	・協働のまちづくりに向けた取組状況について ・「協働のまちづくり基本指針」の改定について
3月26日	藤井寺市長より諮問	・協働のまちづくりの更なる推進に向けて（諮問）
	市民協働推進委員会	・「協働のまちづくり基本指針」改定に向けてのスケジュール ・これまでの取り組み状況と今後の方向性について ・「まちづくり」や「協働」の共通理解を図るための意見交換
10月26日	市民協働推進委員会	・「協働のまちづくり基本指針」改定に向けてのスケジュール ※新型コロナウイルス感染症の影響によるスケジュールの見直し ・「市民や行政など多様な主体の理想的な役割について」意見交換
令和3年 1月27日	市民協働推進委員会	・「協働のまちづくり基本指針」基本目標の設定について ・「具体的な協働の取組について」意見交換
3月16日	市民協働推進委員会	・藤井寺市協働のまちづくり基本指針（改定案）について
6月10日	市民協働推進委員会	・藤井寺市協働のまちづくり基本指針（改定案）②について
8月2日	市民協働推進委員会委員長より答申	・協働のまちづくりの更なる推進に向けて（答申）
9月	庁内意見照会 パブリックコメント	実施期間：9月22日～10月22日
9月25日	協働のまちづくりフォーラム	会場：イオン藤井寺ショッピングセンター イオンホール 第1部：基調講演、第2部：パネルディスカッション
11月26日	市民協働推進委員会	・藤井寺市協働のまちづくり基本指針（案）について
令和4年 3月25日	市民協働推進本部	・藤井寺市協働のまちづくり基本指針（案）について

協働のまちづくりの更なる推進に向けて（諮問）【写】

【写】

藤井協第291号
令和2年3月26日

藤井寺市市民協働推進委員会
委員長 石田 易司 様

藤井寺市長 岡田 一樹

協働のまちづくりの更なる推進に向けて（諮問）

藤井寺市「協働のまちづくり」基本指針を改定するにあたり、藤井寺市市民協働推進委員会規則第2条に基づき、貴委員会の意見を求めます。

（諮問理由）

本市では平成26年3月に策定した「協働のまちづくり」基本指針に基づき、協働の推進に向けた環境整備を行うとともに、様々な施策において市民との協働を進めてきました。

しかしながら、この間、少子高齢化と人口減少社会の到来など社会情勢の変化に伴い、地域の抱える課題も複雑さを増しており、本市の魅力を高め、持続可能なまちの発展に向け課題解決を図っていくためには、まちづくりの重要な手法である協働をより一層推進していく必要があります。

このようなことから、「第5次総合計画後期基本計画」の将来像である「つどい つながり 育つまち ふじいでら」の実現をめざし、藤井寺の輝く未来を市民の皆様と一緒に作って作り上げていくためにも、改めて協働の基本的な考え方や方向性等について、貴委員会に意見を求めるものです。

協働のまちづくりの更なる推進に向けて（答申）【写】

【写】

令和3年8月2日

藤井寺市長 岡田 一樹 様

藤井寺市市民協働推進委員会

委員長 石田 易司

協働のまちづくりの更なる推進に向けて（答申）

本委員会では、令和2年3月26日付、藤市協第291号にて、藤井寺市協働のまちづくり基本指針の改定に向けて、協働のまちづくりを更に推進するための基本的な考え方や方向性等について諮問を受けました。以降、新型コロナウイルス感染症による委員会の延長もありましたが、オンラインも併用し、5回にわたり審議を重ねた結果、別紙のとおり取りまとめましたので、ここに答申いたします。

本答申では、関係する多様な主体間が連携・協働し、地域課題や社会的課題の解決が図られ、その結果、藤井寺市民が幸せに暮らし「住み続けたい」「住んでよかった」と思っているまちが理想であると考え、現指針に多様な主体に期待する役割や、今後市に取り組んでいただきたい考えを整理したものです。

貴職におかれましては、本答申を十分に尊重の上、指針の改定に当たっては、特段のご配慮をいただきますとともに、協働のまちづくりを積極的に推進されるよう要望いたします。

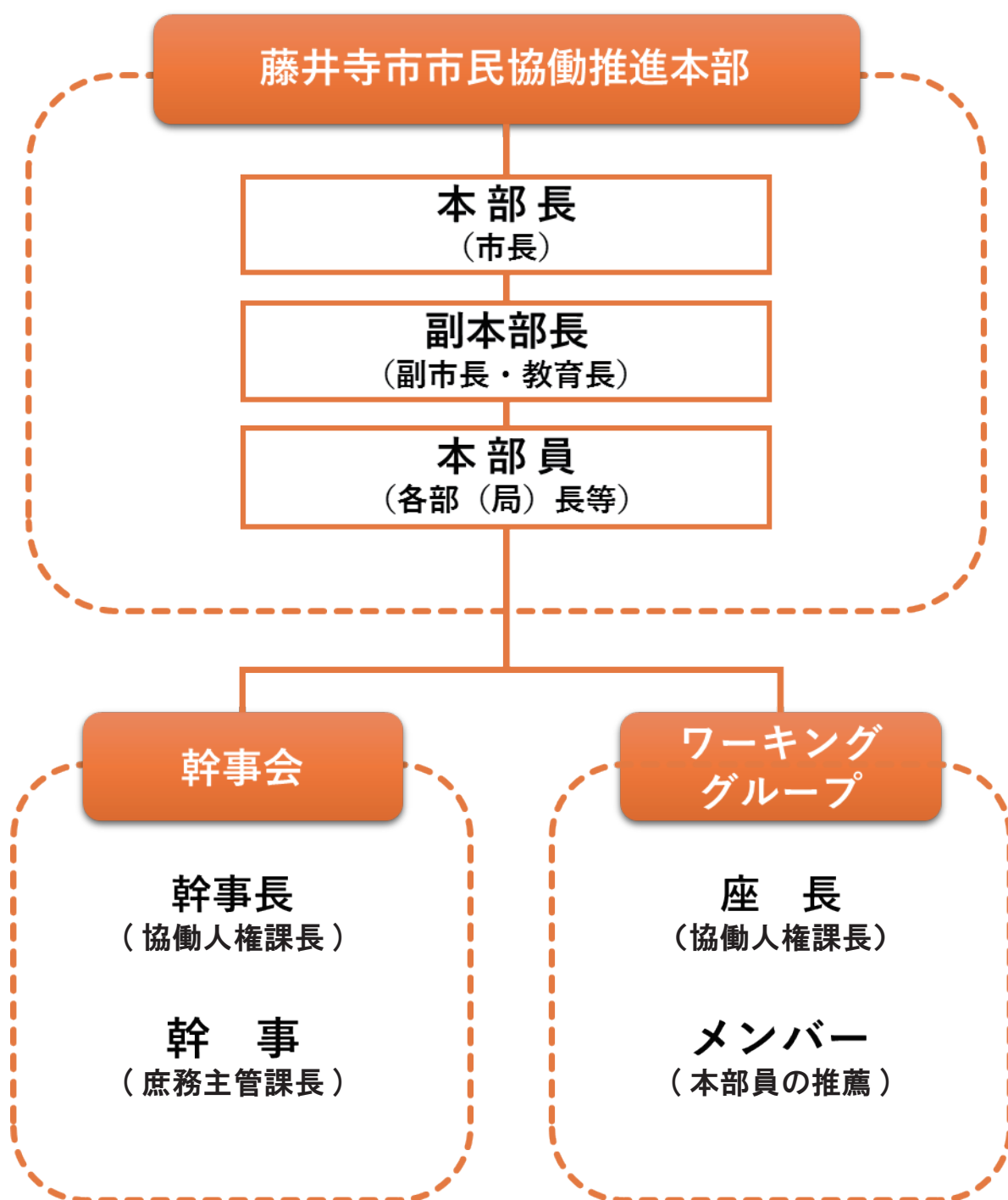
藤井寺市市民協働推進委員会名簿

	氏 名	規則第3条による区分	所 属	備 考
1	石田 易司	第1号 学識経験を有する者	桃山学院大学名誉教授	委員長
2	上田 裕彦	第2号 市民活動団体等関係者	藤井寺市区長会	
3	植村 智子	第2号 市民活動団体等関係者	グループみらい もやもや座談会	
4	中辻 智子	第2号 市民活動団体等関係者	イベントサークルクローバー	副委員長
5	津上 玲子	第2号 市民活動団体等関係者	春日丘いぬ・ねこ会	
6	足立 義幸	第2号 市民活動団体等関係者	藤井寺市国際交流協会	
7	遠藤 寿浩	第4号 その他	藤井寺駅前郵便局	
8	前原 由幸	第4号 その他	藤井寺市社会福祉協議会	
9	森 千歳	第3号 市民	公募市民	
10	堂脇 友美	第3号 市民	公募市民	

藤井寺市協働のまちづくり基本指針に基づいた市の取り組み (平成 26 年 3 月～)

全庁的な制度整備	
協働推進体制の整備	・藤井寺市市民協働推進本部の設置（平成 26 年 10 月 24 日）
市民参画制度の整備	・審議会等の公募委員選任促進に関する指針の策定（平成 28 年 4 月 1 日施行） ・藤井寺市パブリックコメント手続実施要綱の制定（平成 28 年 4 月 1 日施行）
協働意識の醸成	
市民と市職員の協働意識の醸成	・市民と職員がともに学ぶワークショップの実施（平成 25 年～平成 30 年） ・協働に関する職員研修の実施（平成 29 年～） ・職員向け協働通信の発行（平成 30 年～）
市民公益活動の支援・促進	
情報発信等の支援	・庁舎内にて市民活動団体情報発信コーナー「シルミルいんふぉ」の設置（平成 26 年～） ・広報紙にて市民活動紹介記事「シルミルれば〜と」の掲載（平成 26 年～） ・市民活動マガジン「HITOTSUNAGI〜ひとつなぎ〜」の発行（平成 29 年～） ・市民活動 P R パネル展の開催（令和 3 年）
地域が力を発揮できるための支援	・自治会加入促進チラシの作成（平成 26 年～） ・広報紙にて自治会活動紹介記事「向こう三軒両隣〜近助のチカラ〜」の掲載（平成 26 年～）
市民公益活動団体同士のネットワークづくりの支援	・市民活動団体同士をつなぐ交流会事業の実施（平成 27 年～平成 30 年）
市民公益活動活性化に向けた支援	・市民活動団体へのヒアリング調査（平成 30 年） ・団体運営の助言を行う市民活動相談会の実施（平成 30 年～） ・市民活動活性化のためのセミナーの実施（令和元年～） ・中間支援人材の育成事業（令和 2 年・令和 3 年） ・市民活動団体ヘファシリテーター等の派遣事業の実施（令和元年～令和 3 年）
市政情報の更なる公開	
効果的な情報提供	・市政情報を一元化するため市役所 1 階ロビーに情報交流ひろば『ふらっと』を整備（平成 27 年～） ・ホームページ、フェイスブック、インスタグラム、LINE、YouTube などの活用による市政情報の発信

庁内協働推進体制図



協働に関する市職員アンケート調査結果

(1) 調査の概要

1. 目的

本調査（アンケート）は、市全体として協働のまちづくりに取り組む上で、協働に対する職員の理解や協働を進めるにあたっての課題を把握することを目的としている。

2. 調査期間

令和2年2月12日（水）～令和2年2月25日（火）

3. 調査対象者

藤井寺市職員（保育士、幼稚園教諭、医師、看護師、嘱託員、臨時職員を除く） 408人

4. 調査方法

電子媒体で送付・回答

5. 回収結果

回収数：223人 回収率：54.7%

(2) 調査の結果

＜属性＞

回答者職名	人数
無回答	2
課長級以上	32
課長代理級	37
チーフ・主査	49
副主査以下	103

＜設問＞

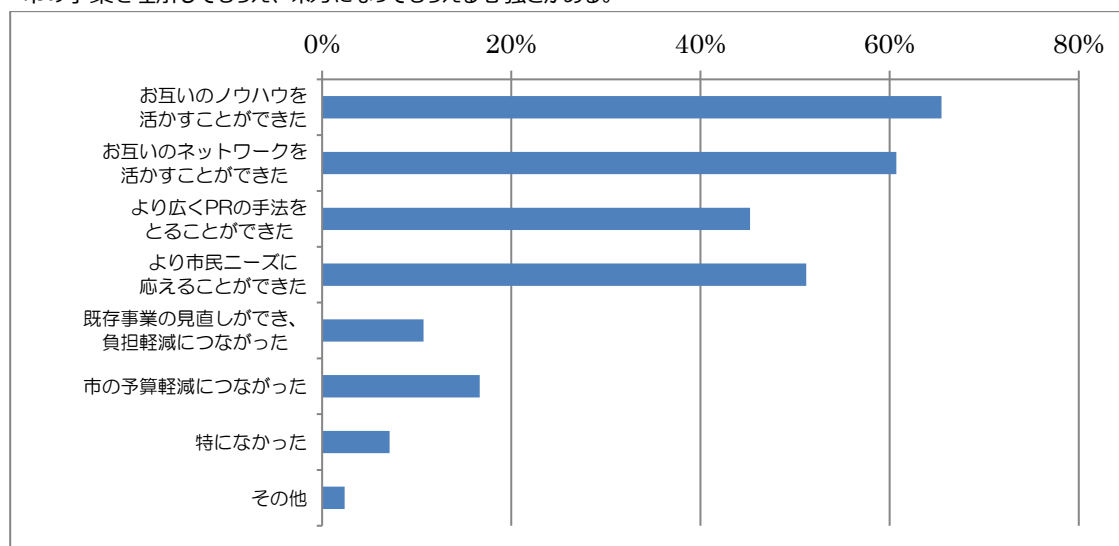
Q 1. あなたは「協働」について理解していますか。	人数	回答率
十分理解している	8	4%
ほぼ理解している	108	48%
あまり理解していない	103	46%
理解していない	4	2%

Q 2. あなたは入庁から今までに市民活動団体等と協働したことはありますか。	人数	回答率
ある	84	38%
ない	114	51%
わからない	25	11%

※ Q 2 で「 1. ある」を選択した人のみお答えください。 Q 2 - 1. 協働してどのような効果・成果がありましたか。該当するすべての項目にチェックをいれてください。	人数	回答率
お互いのノウハウを活かすことができた	55	65%
お互いのネットワークを活かすことができた	51	61%
より広く PR の手法をとることができた	38	45%
より市民ニーズに応えることができた	43	51%
既存事業の見直しができ、負担軽減につながった	9	11%
市の予算軽減につながった	14	17%
特になかった	6	7%
その他	2	2%

【その他意見】

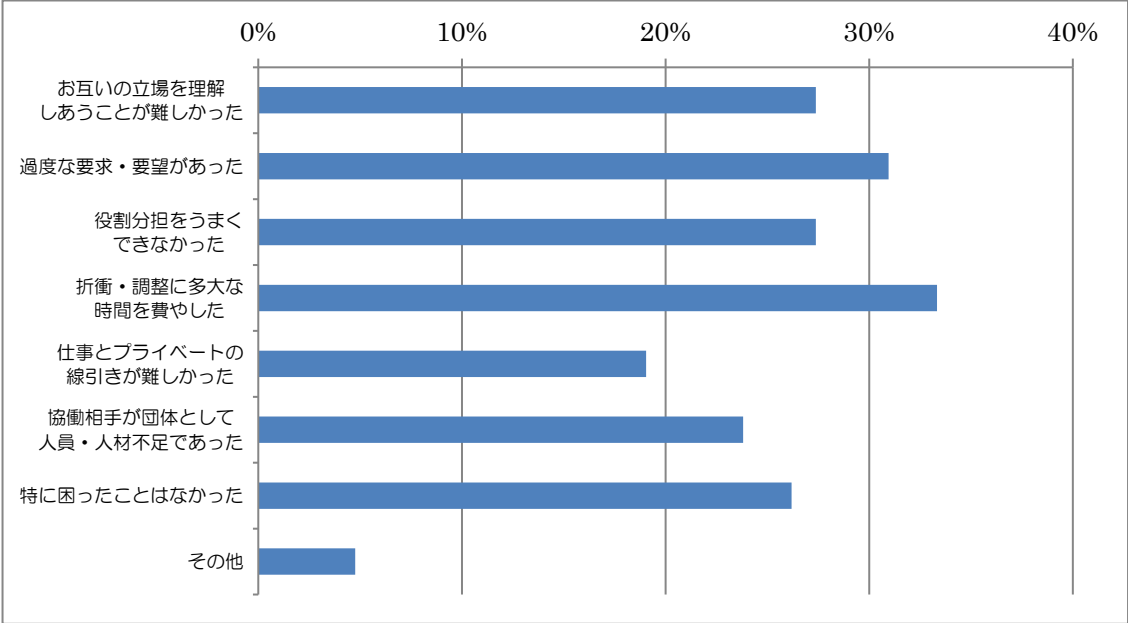
- ・市民からの要求が実現した。
- ・市の事業を理解してもらえ、味方になってもらえる心強さがある。



※ Q 2 で「 1. ある」を選択した人のみお答えください。 Q 2 - 2. 協働を進めるうえで、困ったことはありましたか。該当するすべての項目にチェックをいれてください。	人数	回答率
お互いの立場を理解しあうことが難しかった	23	27%
過度な要求・要望があった	26	31%
役割分担をうまくできなかった	23	27%
折衝・調整に多大な時間を費やした	28	33%
仕事とプライベートの線引きが難しかった	16	19%
協働相手が団体として人員・人材不足であった	20	24%
特に困ったことはなかった	22	26%
その他	4	5%

【その他意見】

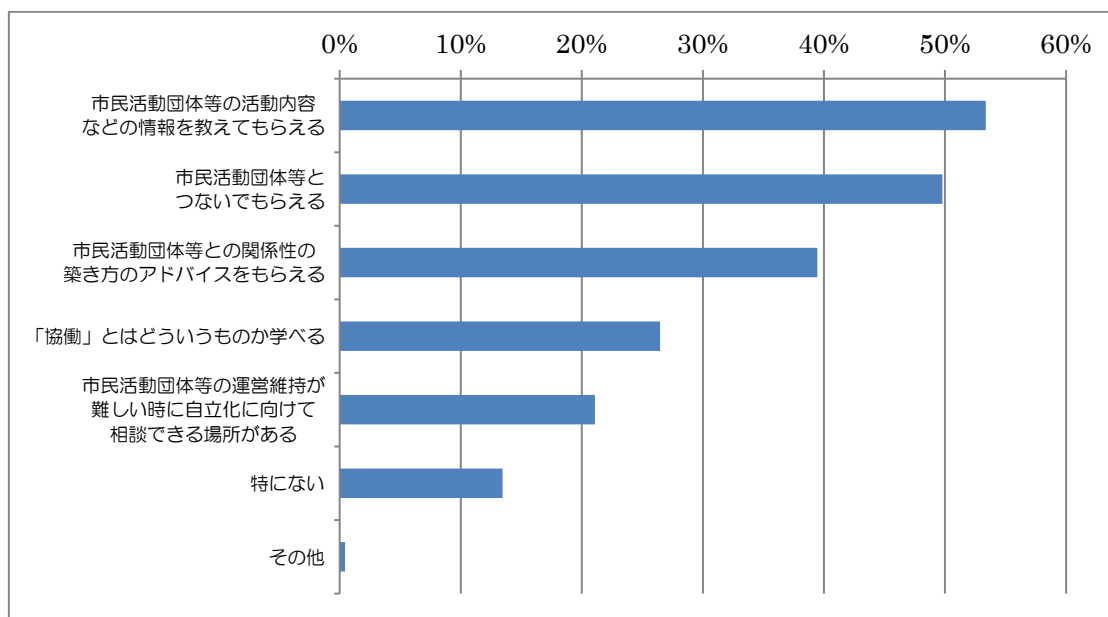
- ・突発的に団体の備品類が故障した場合などに、事業の継続が困難になる場合がある。
- ・協働が「市民団体のお世話を市職員で行う」になりがちなのが課題。



Q 3. 協働のまちづくりを推進する施策について、どの程度知っていますか。	人数	回答率
【協働のまちづくり基本指針】		
無回答	9	4%
知っている	61	27%
名前は知っているが何をしているか知らない	108	48%
知らない	45	20%
【市民活動相談会】		
無回答	8	4%
知っている	32	14%
名前は知っているが何をしているか知らない	75	34%
知らない	108	48%
【シルミルれば〜と】		
無回答	8	4%
知っている	55	25%
名前は知っているが何をしているか知らない	59	26%
知らない	101	45%
【シルミルいんぷお】		
無回答	8	4%
知っている	55	25%
名前は知っているが何をしているか知らない	64	29%
知らない	96	43%
【市民活動マガジン HITOTSUNAGI】		
無回答	7	3%
知っている	61	27%
名前は知っているが何をしているか知らない	55	25%
知らない	100	45%

【職員研修】		
無回答	8	4%
知っている	155	70%
名前は知っているが何をしているか知らない	45	20%
知らない	15	7%
【協働通信】		
無回答	9	4%
知っている	61	27%
名前は知っているが何をしているか知らない	83	37%
知らない	70	31%

Q 4. あなたが市民活動団体等と協働するうえで、どんなサポートがあれば嬉しいですか。該当する項目にチェックを入れてください（3つまで）。	人数	回答率
市民活動団体等の活動内容などの情報を教えてもらえる	119	53%
市民活動団体等とつないでもらえる	111	50%
市民活動団体等との関係性の築き方のアドバイスをもらえる	88	39%
「協働」とはどういうものか学べる	59	26%
市民活動団体等の運営維持が難しい時に自立化に向けて相談できる場所がある	47	21%
特にない	30	13%
その他	1	0%



第五次藤井寺市総合計画後期基本計画分野別計画における協働の取組一覧

基本方針	施策	協働の取組
安心して子どもを み育て、未来を拓く まちづくり	子育て支援の推進	○民生委員児童委員協議会と協働して親子で参加できるイベント「きらきらひろば」や市立保育所で子育て支援「わんぱく広場」を実施し、内容の充実を図ります。
	学校教育の充実	○スクールフレンド、ブックママに加えて、社会人活用等を行うことで地域人材の活躍による教育の充実を図ります。
	青少年健全育成の推進	○地域や各種団体の主体による青少年健全育成活動を推進します。 ○青少年を取り巻く環境が悪化しており、深刻な犯罪被害等が発生している中、市民と行政が、それぞれの立場で子どもたちを見守る取組がより効果的に実施できるよう検討を重ね、安全・安心なまちづくりの実現を図ります。
心豊かに学び、暮ら せるまちづくり	生涯学習の推進	○行政が提供する学習機会のみでなく、市民の自主グループによる学習機会の情報提供も行い、それぞれのニーズに合った学習環境づくりを進めます。 ○活字読書が困難な人のための録音図書の製作、子どもや高齢者への読み聞かせや小学校でのブックトークに読み手を派遣するほか、図書館行事を継続して実施します。 ○専門知識が必要なサービスの提供ができるよう、ボランティア団体の募集と育成を行い、市民と図書館とが協働して知恵を出し合い図書館サービスの発展につなげます。
	文化・芸術活動の推進	○藤井寺市文化連盟等との協働による市民文化活動の推進や鑑賞機会の提供により、市民の文化への関心を高め、文化振興と心豊かなまちの実現に取り組めます。
	スポーツ活動の推進	○市内で活動するスポーツ団体と協働し、地域における身近なスポーツ等の情報提供やスポーツの振興を図るとともに、新たなスポーツ事業の実施に向けた企画立案に取り組めます。
思いやりとふれあいの あるまちづくり	人権・国際理解の推進	○藤井寺市人権のまちづくり協会との協働により、より広範な周知啓発活動を推進するとともに、協働の輪を広げていきます。 ○国際交流協会が実施するにほんご教室や外国人との交流事業、国際交流事業などの公益事業への支援等を通じ、協働による国際理解と多文化共生社会の推進を図ります。
	男女共同参画の推進	○市民グループと協働して啓発事業の企画等を行うことで、より効果的な周知啓発活動を推進します。
	地域コミュニティ活動の推進	○地区自治会との連携強化を図り、より多くの市民がコミュニティ活動に関心を持ち、活動に参加するためのきっかけづくりを進めます。
にぎわいと新たな活 力を生むまちづくり	商工業の振興	○商工会・大学・地域金融機関との連携強化を図り、商業・工業を推進します。 ○本市まちづくり協議会等の市民活動と連携し、商業の活性化を推進します。
	都市型農業の振興	○朝市・トラック市・都市型貸農園事業を地元農家と協力し、継続して実施することで市民と農家との直接交流を図り、農家の生産意欲の向上と市民の農業への理解を深めます。 ○食農教育の一環として、学習農園での農業体験学習を利用した地

		○食農教育の一環として、学習農園での農業体験学習を利用した地元との交流により、地産地消の推進を図ります。
	観光の振興	○観光客のニーズに対応する多様なサービスを提供するため、観光に寄与する事業を実施する関連団体と適宜意見交換の場を持ちながら、観光振興を図ります。 ○市民や地元事業者、関係団体とのネットワーク形成を図り、観光を軸としたまちづくりを推進します。
	世界文化遺産関連施策の推進	○観光ボランティアや教育機関、企業、団体と連携し、歴史・文化を活用したまちづくりのより一層の推進を図ります。
	にぎわい・交流拠点づくりの推進	○本市で活動するまちづくり協議会等の意見・提案を反映させた魅力あるまちづくりを進めます。
歴史文化と調和し、多様な交流を広げるまちづくり	歴史文化の保全・継承	○史跡国府遺跡と史跡古市古墳群の2つの国史跡において、市民協働による清掃活動などを実施し、史跡の保全に努めます。 ○また、史跡国府遺跡に整備した花壇において、地元住民との協働による維持管理を推進します。
	都市景観の保全・形成	○良好な景観づくりの推進に向けて、市民、事業者と協働して、景観資産の保全・活用に努めます。 ○新築などにより、新たに地域の景観資産となるものは、景観法の活用等も含めて検討し、良好な都市景観の形成に努めます。
	道路整備の推進	○道路事業の適正な実施に向けて、市民、事業者等との協働により、長期的な視点での整備運営を行うとともに、ニーズや問題点を把握し、道路の利活用についても検討します。
	公共交通の充実	○公共交通の利便性の向上を図るため、市民・交通事業者とともに研究、検討を進めます。
快適で良好な生活空間のあるまちづくり	下水道事業の推進	○下水道の必要性や重要性についての理解を促進し、効率的な公共下水道事業を実施するため、市民や団体等とのコミュニケーションの充実・強化に努めます。
	住環境整備の推進	○空き家の適正管理や利活用に関する周知啓発について、自治会や民間団体と連携して取り組みます。 ○住宅の耐震化について、地区別相談会の開催が未実施の地区のほか、既に開催している地区においても再度開催し、広く周知啓発を図ります。
	緑とうるおいある環境の創出	○市民や地区自治会等と連携しながら、身近な緑の保全や、既存の公園等の活用を図ります。 ○幅広い市民の憩いの場としての公園づくりをめざすとともに、各緑化団体における様々な展示会や緑化フェスティバル等により市民の緑化への理解促進と緑の普及に努めます。
すべての市民が輝き、健やかで、皆で支え合うまちづくり	地域福祉の推進	○地域社会が抱える様々な福祉課題を解決するために、ケース対応における地域住民の参加や各種ワークショップの実施に取り組みます。 ○生活困窮者が地域や社会で孤立をしないように、地域との連携や関係機関、関係部署とさらなる連携を図ります。
	障害者福祉の推進	○今後も障害者団体と協働し、啓発活動を行います。 ○障害福祉計画の策定等、市の障害者施策の方向性を検討する審議会等に、障害のある当事者を引き続き委員に選任します。
	高齢者福祉の推進	○介護サービス事業者、リハビリ専門職等との連携のもと、地域で「ええとこぶじいでら♪体操」を実施する住民グループが増えていよう働きかけ

		ながら、住民が介護予防の効果を実感できるよう支援するとともに、市内各地での介護予防の場の普及展開に取り組みます。
	社会保障の充実	○市民の健康保持・増進と医療費の適正化を図るため、医療機関や各種団体等と連携を強化し、効果的に特定健康診査・特定保健指導等を実施することで、かかりつけ医の普及促進とあわせ、早期受診や適正な受診につなげます。
	地域医療の充実	○可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう「住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域の包括的な支援・サービス提供体制」の構築に向け、市民との協働により取り組みます。
	健康づくりの推進	○藤井寺市食生活改善推進協議会との協働により、市民へ健康情報を発信し、健康意識の向上を図ります。
災害に強く、安心して暮らせるまちづくり	自然災害対策の推進	○地域等における多様な主体が自主的に実施する防災活動などを支援することにより、安全なまちづくりをめざします。 ○市民や地区自治会、事業者等と連携しながら、耐震化対策など住宅に関する情報共有・発信に取り組み、周知啓発を進めます。
	消防・防災体制の充実	○消防団による消防活動の取組を支援するとともに、消防団との連携強化による消防体制の強化を図ります。 ○市民や地域との協働により、放火されないまちづくりを推進します。
	危機管理の推進	○自然災害にかかる対応と同様に、様々な危機事象において自助・共助が果たす役割が大きいことから、今後も自主防災訓練など、地域での防災活動が推進しやすい環境づくりに取り組みます。
	防犯対策の推進	○市民を犯罪から守るため、警察及び関係団体との連携のもとに防犯対策を推進し、犯罪を未然に防ぐ地域環境づくりをめざします。
	交通安全対策の推進	○交通事故のないまちづくりに向けて、市民や地域との協働により交通安全教室等を通じた交通安全意識の高揚を図ります。
	消費者保護の推進	○若年者から高齢者に至る幅広い世代で発生する消費者被害を未然に防止し、消費者保護を推進するため、地域や学校、民生委員児童委員、福祉委員などとの連携による見守りネットワークの構築に努めます。
人に、未来にやさしい、環境に配慮したまちづくり	自然環境の保全	○市民や工場・事業所等がそれぞれ環境保全意識を持ち、大切な自然環境を次世代へ引き継ぐことができるよう、環境教育や環境学習を推進します。
	環境美化の推進	○行政と関係機関、ボランティア団体、地区自治会などが協働で啓発活動を行い、連携した環境美化の形成に努めます。 ○市民団体や関係機関等との協働により、大和川・石川クリーン作戦をはじめとする美化活動を積極的に推進します。 ○公益財団法人「どうぶつ基金」やボランティアグループなどと協働しながら、TNR 活動※に取り組みます。 ※ TNR 活動：地域猫を捕獲（トラップ）して避妊手術（ニューター）を施し、元の場所に戻す（リターン）活動。不要な繁殖を防ぐために行われる。
	循環型社会の形成	○集団回収取組団体を増やし、回収品目や回収量をさらに増やします。 ○行政と市民、事業者等との協働により、ごみの減量化・資源化に取り組めます。

まちづくりの推進にむけて	行政運営の推進	○市民参加による施策の進行管理を実施し、透明性の高い行政運営を進めます。 ○ ICT の進展にともない多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応した市民サービスの提供に努めます。
	財政運営の推進	○市の財政状況について、分かりやすい形で市民への情報提供に努めます。
	広域行政の推進	○広域的な地域間行事への市民参加を促進し、活発に交流をすることにより、地域間住民の一体化や連帯を高めます。
	シティプロモーションの推進	○地域資源を活かした魅力の創出や市内外へのプロモーション活動において市民や事業者との連携を推進します。

藤井寺市市民協働推進委員会規則

平成 25 年 3 月 28 日規則第 11 号

改正

平成 26 年 3 月 31 日規則第 25 号

平成 28 年 3 月 31 日規則第 14 号

藤井寺市市民協働推進委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和 42 年藤井寺市条例第 19 号）第 3 条の規定に基づき、藤井寺市市民協働推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査審議する。

- (1) 市民協働の基本指針に関する事項
- (2) 市民協働の推進施策に関する事項
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 10 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民活動団体等関係者
- (3) 市民
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開催することができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係のある者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、市民生活部協働人權課において行う。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 31 日規則第 25 号）

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 14 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

藤井寺市市民協働推進本部設置要綱

(設置)

第1条 本市における市民協働に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、藤井寺市市民協働推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、前条の目的達成のため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市民協働に係る施策の総合的な推進に関すること。
- (2) 市民協働に係る部局間の連携及び総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市民協働推進に係る必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、藤井寺市庁議等の設置に関する規程（昭和54年藤井寺市規程第5号）第4条に掲げる者（前項に掲げる者を除く。）をもって充てる。

(本部長等)

第4条 本部長は、本部の会務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じ招集する。

- 2 本部長が必要と認めるときは、会議に本部員以外の者の出席又は資料の提出を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(幹事会)

第6条 本部の所掌事務を円滑に推進するため、本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 市民協働に係る実務的な事項の連絡調整に関すること。
 - (2) 市民協働に係る市職員の意識啓発に関すること。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事で組織する。
- 4 幹事会の幹事長は、市民生活部協働人権課長をもって充てる。
- 5 幹事は、庶務主管課長をもって充てる。
- 6 幹事長は、幹事会を招集し、これを主宰する。
- 7 幹事長が必要と認めるときは、幹事会の会議に関係者の出席又は資料の提出を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ)

第7条 本部は、次に掲げる事項を所掌させるため、必要に応じてワーキンググループを置くことができる。

- (1) 市民協働に係る実務的な事項についての検討に関すること。
- (2) 市民協働に係る事項の調査及び研究に関すること。
- 2 ワーキンググループのメンバーは、本部員の推薦とする。
- 3 ワーキンググループの座長は、市民生活部協働人権課長をもって充てる。
- 4 ワーキンググループの協議内容は随時本部に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 本部の庶務は、市民生活部協働人権課において行う。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関する事項は、本部長が別に定める附則
この要綱は、平成26年10月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

藤井寺市協働のまちづくり基本指針

令和4年3月 改定

発行：藤井寺市

編集：市民生活部 協働人権課

〒583-8583 大阪府藤井寺市岡1丁目1番1号

TEL:072-939-1331 ファックス:072-95-8981

<https://www.city.fujiidera.lg.jp>